

令和3年2月10日(水)午前9時00分より、2月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)
議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第6号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
報告第2号 公共事業に関する農地の一時利用届について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和3年3月10日(水) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は14番、15番の方をお願いします。

事務局 野口 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名14番、15番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 ほか5名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 ほか1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について(推進機構)

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 公共事業に関する農地の一時利用届について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番になりますが、こちらは先月コンクリートブロックの設置が事前着工として問題となっていた場所です。本日現地確認をして解消が認められましたので、内容の説明は省略し、採決だけ採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。なお、補足となりますが、コンクリートブロックを撤去されたということで行政書士の方が私の所に来られて、すみませんでしたと謝罪されております。それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に接しており、500m以内に教育施設と医療施設があるため、第3種農地判断となります。雨水は溜桝から東側道路の側溝に流れるそうです。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段を設置される予定です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 中原委員 問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は側溝を新設し、東側の塩ビ管を通り既設水路に放流となっております。なお、上下水道は道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては周囲にコンクリートブロック3段～5段を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 耕作放棄地で長年悩まされていた箇所になります。残りの部分は今後どのようにするつもりかは分かりませんが、農地として残すことになっております。あちこちから承諾をもらわれているため申請での問題はないと思われま

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

19 番 松本委員 残りの農地については誰が耕作されることになるのですか。

10 番 樋口委員 今回3条申請が出されております●●氏が耕作者となるそうです。

議長 柳 私からも質問ですが、今回の申請で建物の図面は必要ないのでしょうか。

事務局 辻 都市計画法の用途地区内の農地であるため、宅地分譲のみでの申請が可能であり、建物の建設図面は必要ありません。

議長 柳 他にご質問等はありませんか。それでは採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、両筑土地改良区の受益地であり、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから第1種農地判断となります。雨水は南側の既設水路へ放流し、上下水道は西側道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては、既存のコンクリートブロックとL型擁壁を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

9 番 中村委員 別にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は戸建借家建築15戸になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水はそれぞれ北側・南側の町道の既設水路へ放流し、上下水道は東側の町道に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては、コンクリートブロック1段～5段を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19 番 松本委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号6番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条6番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は敷地拡張になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水はそれぞれ南側の既設U字溝から既存の水路へ放流する計画です。なお、水利関係承諾書は条件付きの承認となっております、①排水経路については計画通り施行し、変更しないこと②排水先において問題が生じて、甲条区は一切責任を負わないこととする③近隣農地等に迷惑を及ぼした場合は、責任をもって解決することとされています。被害防除措置としては、コンクリートブロック4段を設置する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

事務局 野口 先程土地改良区の確約書がついていた件ですが、申請地に土地改良区の管が入っている場合は確約書が必要ということでした。

事務局 佐々木 申請者としては大分自動車道の北側に青地の農地がありますが、そちらを農振の除外をして転用をして倉庫を建てる計画をしていましたが、地元から水利承諾がなかなか取れないということで業者の方から町と農業委員会に相談がありまして、今回のケースで会長と中村委員には大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。経緯としましては町内に7つため池がございます。琵琶、温水、十三塚、屋敷付、長助塚、山隈の中島ため池と下高橋の中島ため池の7つです。この7つのため池全てが防災重点ため池として県から指定を受けております。これは浸水及び、決壊した場合、近隣の住宅に危険を及ぼす恐れがあるということで指定がなされています。その通知がため池を管理する甲条土木にっております。それをご覧になった現区長さんが敏感に反応されまして、防災重点ため池に、開発により雨水が流れ込むことになると区の責任では承諾できないとの一点張りで今回のトラブルにつながってしまいました。結果としては、地元から要望書を町の方に提出していただき、町長に直接ため池の改修、及び水路の改修を要望していただき、区に全ての責任を押し付けるものではないとの説明をした上で先週水利承諾をいただいております。従来であれば水利承諾はあくまで申請者と地元で話し合っていたくものありますが、今回のケースのように県の指定が絡むと町が間に入るケースも今後出てくるのかなと考えております。できるだけ農業委員の皆様にはご迷惑をかけないようにしたいとは思っておりますが、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

議長 柳 説明が終わりました。この議案に担当委員さんがおりません。私の担当委員さんについての個人的な考えを述べさせていただきたいと思います。担当委員さんの署名は署名をする者に責任があるということではなく、現場を確認した中で、問題があればどういった理由かを報告していただくということが担当委員さんの仕事だと考えます。担当委員さんが責任を負えないから署名をしないのではなく、どういった事情があるのかななどを説明するためにも署名をお願いしたいと思います。久留米市

では担当委員さんが全て説明をしております。どの地区に家を建てるや資材置場になるなど、久留米は広いので事務局が全て顔を出して説明するということが難しいと思います。大刀洗町は狭いので事務局が全てやっておりますが、そういうことで担当委員さんは責任を持って説明ができる、できなくても事務局とタッグを組んでやっていただきたいと思っております。今回の申請では水利承諾が条件付きとなっております。皆さんがどういう風に判断するかは分かりませんが、その前に質問があれば受けたいと思います。

- 9 番 中村委員 この件については、私の担当地区でありますので、会長と一緒に足を運んで区長さんに水利承諾書の件で相談に行きました。雨が降った時に堤はどうしますかと言われました。水害が出た時に俺は責任を持ちきらんと言われました。その前に役場と話し合いをもって進めることはできませんかと言いました。ところが会長と二人で承諾書の件で説明をしも話しになりませんでした。最後にはそんなことならあんたら裁判してもよかばいとくってかかられました。弁護士は何人でも知つとるばいと言われました。私達も現地確認をしまして、水路をずっと歩きました。大刀洗川及び、山隈地区の基盤整備がされている方に流れるようになっております。何日も行きましたが反対の一点張りでした。今回のように水利条件が付いた場合、甲条地区の水害があった場合は県が補償されるのでしょうか。町が面倒を見るのでしょうか。
- 事務局 佐々木 今のご質問ですけれども、従来どおり激甚災害に指定されれば国の補助がつきますし、県の補助がつく可能性もあります。県や地元や町が責任を持つといった話にはならないかと思えます。

9 番 中村委員 分かりました。私からは以上でございます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

- 6 番 棚町委員 中村委員の言われたように下流の圃場整備がなされているところは甲条の堤と一緒にあっており、毎年田んぼまで水が上がります。現在でも水害があっており、上の方で開発があれば余計に上がるのかもしれないと個人的には思っております。川の向こう側は埋め立てをされて高くなってはおりますが、圃場整備されている側が低くなっているため年に2～3回は水に浸かっております。

議長 柳 非常に悩ましい問題ではあります。僕が聞きたいんやけども、500㎡の水がどれくらい降ったらどれくらい堤に影響があるのかという気がせんでもない。確かに500㎡がいっぱいというかもしれませんが、僕が聞いた話では下の方はいつも浸かるところと。そうせざるを得ないつくりだという話もちらっと聞いたこともあります。大刀洗川に流れてもまた上に流れてくる地域でもあります。下高橋も一緒に下の方は必ず浸かるところであり、私の所も大豆や稲がつぶれてしまいます。お前のところが開発したからと言ってしまつとどこも何もできないというような気がせんでもない。私は別に開発を進めてる訳でもなんでもありませんが確認してきたところ、今回の流れは大刀洗川にもいきますし、堤の方にもいきます。

事務局 佐々木 どちらにしても今回の転用は500㎡ですが、農振除外の方は4,000㎡程あります。

4,000 m²は大刀洗川に流れるようになっております。地元からの要望としてはため池の整備と幹線排水路の整備をすることとなっております。そういった約束の下今回の水利承諾をいただいております。

議長 柳 それから水利承諾書はなかったらなくても良いものなのですよ。全部揃わないと審議ができないというものではないですよ。将来揉め事がおきないようにということで皆様方に承諾をいただくという書類です。将来的に禍根が残らないように水利承諾がないと審議ができないと我々が言っているだけです。

事務局 野口 農林と一緒に見に行きましたが、見た感じではちゃんとされるということで県は問題ないと判断されております。もしもきちんとした理由なしに、この申請を不許可としてしまうと、訴えられた場合は負けてしまうと言われてました。それほどこの条件が却下するにあたるものではないということだと思われま。ただ水利が問題というところで今後甲条地区においては全ての申請において、水路とため池が改良されるまでは平等に水利の条件が付いてくることになることなのでしょう。

議長 柳 皆様方からご意見はありませんでしょうか。なければ採決を採らせていただきます。もしこの申請を反対するという事になれば、今後甲条からあがってくるもので雨水がため池に流れるものについては全て却下ということになるかと思えます。その点も考慮した上で許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第4条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅・倉庫建設になります。
申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地判断となります。国道322の買収により、現在の住宅と倉庫を取り壊し、後方に自己用住宅を2棟、農業用倉庫を1棟建設する計画です。なお、地目上雑種地となっている箇所については、現在の倉庫が建っている部分以外は全て田として耕作がなされております。昔は鉄工所があったみたいですが、徐々に田として開墾され、今の状態に至ったそうです。今後農地として使用を続けられるのであれば、農地台帳に登録しなければなりません。雑種地として使用するとの意向を示されております。雨水は南側の既設水路へ放流し、上下水道は南側道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては、コンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 廣瀬委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑1筆1, 309㎡の売買で60万円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

16番 棚町委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑1筆881㎡の売買で80万円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 議案第1号3番の申請地の残りの部分になります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については、田1筆1, 086㎡の売買で620,000円になります。

2番については、田1筆3, 219㎡の売買で2,305,200円になります。

3番については、田2筆8,092㎡の売買で4,131,000円になります。

4番については、畑1筆847㎡の売買で625,000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について説明>

事務局 野口 1番は除外で、変更目的は物流倉庫建設です。変更面積は畑5筆で4,702㎡となっています。現在、近隣で運送業を行っている申請者が、既存の倉庫では手狭であるため、新しく倉庫を建設する目的です。排水は前面に作られる側溝から最終的には高速道路沿いの水路に流れます。隣地の承諾もいただかれています。水利関係承諾は転用申請と同じように条件付きでもらわれています。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。なければ私から。こちら

は堤の方には流れないのですよね。何故条件がいるの。

事務局 佐々木 先ほど申し上げた通り、こちらの雨水は堤には流れずに、高速道路沿いの水路から最終的に大刀洗川に流れます。区長さんとしては、ため池に流れる流れないから承諾するしないのではなく、この水路もあふれているからこれ以上の開発は困るのだと言われていました。そのため要望書ではため池の整備及び幹線排水路の整備を将来的にやってくれと要望され、町の方から将来的に検討しますとの回答をし、承諾をいただいているところです。

6 番 棚町委員 大きな工事であれば貯水池などを設けることがあると思いますが、今回はできないのでしょうか。面積の条件があるのでしょうか。

事務局 佐々木 おそらく今回の面積では貯水池は設けないとは思いますが、建設課に確認しておきます。県の開発にもかかりますので建設課と打合せをしながらになります。

議長 柳 今回このような条件が付けられるのであれば、どこの地域でも排水の条件を付けても良いことになるとは思いますが、それで良いの。

事務局 佐々木 先程から申していますように、今回の条件はわざわざ書かなくても守ってもらうべきことだけになっております。地元と申請者の合意さえできるものであれば、地域の事情に応じて常識的な範囲内で条件を付ける分は問題ないと思われま。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは1番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは2番についての説明をお願いします。

事務局 野口 2番も除外で、変更目的は自己用住宅の敷地拡張です。変更面積は14㎡となっています。40年程前から家屋の下水道管が埋設されており、違反転用となっているため、その部分を改善するためのものです。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。

4 番 手嶋委員 どういった経緯でそのような状態になってしまったのでしょうか。

事務局 野口 基盤整備の時に境界を確定する際の認識の違いがあったそうで、役場に10年程前から度々訴えられていました。本人の主張としては、子どもたちのために不要な財産を処分しておきたいが、将来家を売買する時に下水道管が埋設されている箇所が農地である以上、簡単に売買ができなくなってしまうということです。今回は警察が来るまでの騒ぎになりましたが、除外・転用の手続きを町と一緒に進めるという話で決着がついたところです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは2番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。それでは議案第6号についての説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については①1, 266㎡の田②196㎡の田③294㎡の畑④301㎡の畑⑤320㎡の畑⑥79㎡の田⑦840㎡の田の7筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。
皆さんから何かありませんか。
あっせん委員は長野委員と平田委員の2名をお願いします。
続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については、①791㎡の田②2,993㎡の田③1,091㎡の田④1,023㎡の田⑤1,322㎡の田⑥1,793㎡の田の6筆の貸借希望です。なお、③～⑥の4筆については借り手が決まっています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

2番 長野委員 借り手は新規就農者になります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。
あっせん委員は、長野委員と牟田委員と平田委員の3名をお願いします。
続きまして、3番の説明をお願いします。

事務局 野口 3番については、稲作のために上高橋地区での借入希望です。

議長 柳 説明が終わりました。
皆さんから何かありませんか。
あっせん委員は、今村委員と棚町委員の2名をお願いします。
続きまして、報告第1号の説明をお願いします

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があつておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それでは報告第2号の内容説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 公共事業に関する農地の一時利用届について説明>

事務局 野口 町が発注している暗渠排水の工事のために、農地の一部を資材置場として一時利用するための届出になります。期間が過ぎましたらまた元の農地に戻されます。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。